

平成22年4月1日現在

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2007～2009
課題番号：19530623
研究課題名（和文） 大学キャンパスにおける事件・事故等への危機対応システムに関する臨床心理学的研究
研究課題名（英文） A clinical psychology study of crisis correspondence system to a case and an accident in the university campus.
研究代表者
内野 悌司 (UCHINO TEIJI)
広島大学・保健管理センター・准教授
研究者番号：00294603

研究成果の概要（和文）：近年，学生相談において事件・事故の危機対応をする機会が増えてきている。本研究は，まず，どのような危機事態が起きるかを調査した。つぎに，これまで行ってきた危機対応を分類し，どのような問題や課題があるかを明らかにした。そして危機に対処する場合，プライバシー保護と情報の取り扱い，連携体制をつくること，対応計画を策定し実行すること，その点検と評価を行うことがシステム整備を行う上で重要と考えられた。

研究成果の概要（英文）：Recently we have more cases or accidents need to be intervened in the student counseling service. First of all, we investigated what kind of crisis happened in the university campus. Second, we have categorized the case studies of the crisis intervention, then clarified the problems and our target in this study. Dealing with a crisis, they were considered to be important in the view of system construction to protect the privacy, to handle information, to cooperate with other professionals, to carry out crisis management plan, and to check and evaluate.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野：臨床心理学

科研費の分科・細目：心理学・臨床心理学

キーワード：危機対応，事件，事故

1. 研究開始当初の背景

近年，大学の学生相談において，事件や事故の危機対応に迫られる事態が増加している。最近では，恋愛関係のもつれから生じるドメスティックバイオレンスやストーキングにいたる加害および被害関係にある学生

への対応や，犯罪被害学生および犯罪加害学生の心理社会的ケアを求められる事態等，より多様な危機的事態への対応に直面するようになってきている。

2009年4月に学校保健安全法が施行され，その第26条（学校安全に関する学校

設置者の責務)には、「学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されている。

このように法律によっても効果的な危機対応を行うことが要請されており、従来行ってきた危機対応ばかりではなく、これまで報道されたり、今後想定される事件や事故等の危機事態に対応する包括的なシステムを備える必要があると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、キャンパスにおける事件・事故等の危機対応システムに関してコミュニティ心理学的観点から臨床実践的な研究を行い、以下の4点を明らかにすることを目的とする。

(1) 過去に報道されたり、今後予想される事件・事故を洗い出し、どのような危機に遭遇するか。

(2) 国内外における研究を展望し、事例研究あるいはシミュレーション研究を行い、そのような危機的事態において何が問題や課題になるか。

(3) そのような問題や課題にどのような対応するかの方策はどうあるべきか。

(4) そのような方策を実現するためのシステム、学生相談カウンセラーや精神科医と学内教職員、学生、さまざまな支援機関との協働体制をいかに構築、整備できるか。

3. 研究の方法

(1) 過去に報道された事件や事故を朝日オンラインデータベース「聞蔵」により「大学」「事件」「事故」をキーワードにレビューし(1997年1月～2003年12月)、さらに今後遭遇することが予見される危機的事態を検討した。

(2) これまでどのような危機対応を行ってきたかについて、保健管理センターカウンセリング部門における平成18～20年度相談事例のうち、危機対応や緊急対応が必要であった事例を対象として、①事例の問題、②対象、③来談方法、④対応、⑤連携について調査・分類し、数値化する定性・定量的な調査研究を行った。

(3) 危機的事態において、どのような問題や課題があるかを明らかにし、対処について検討するため、累積的事例研究および想定される危機的事態についてシミュレーション

を行った。(1)において抽出・認識されたリスクの中から、自殺企図、ストーキング・パートナーバイオレンス、学内での窃盗、のぞき・盗撮、カルト問題について、類似の事例を累積的に事例検討を行った。

4. 研究成果

(1) 大学におけるリスクを予見するため、危機は問題の原因(内的要因・外的要因)、起こりやすさ(日常的リスク・非日常的リスク)の2軸の観点および影響度の大・中・小の観点によって分類・評価された(図1)。発生頻度は小さいが影響度が高い危機として、暴行傷害や性的暴行、強盗や恐喝、薬物乱用などの犯罪があり、より頻度が高いものにストーキングやハラスメント、のぞきや強制わいせつなどがあつた。より日常的なものとして、窃盗や万引、交通事故などがあつた。

大学生にかかわり事件・事故で特徴的なものをリストアップして、以下に説明する。

①殺人・傷害致傷

殺人・傷害致死事件には、未解決事件が多く、原因の特定は十分できないが、交際男女間の別れ話、ストーキングなどのトラブルをめぐる事件が多かつた。そのほかには、金銭をめぐるなどのトラブルを契機に起きた殺害や少年らの暴行による傷害致死があつた。家庭内の事件では、不登校をめぐる争いから男子学生が父親を刺殺した事件や交際女性と一緒に住みたかつたという理由で家族を殺傷するといった事件もあつた。

②強盗・脅迫・恐喝

強盗や脅迫、恐喝、ひったくりの被害事件について、キャンパス近隣地域において大学生をターゲットにした少年による事件が頻発する傾向にあつた。また、強盗や脅迫、恐喝は単に金品を巻き上げられるだけではなく、同時に暴行も行われることが多く、強盗致傷のように心身に傷を負う。そのような事件が大学キャンパス周辺で1件でもあつたら、連続的に起こる可能性が高いので、学生にそのような事件に対する注意喚起を行い、防犯意識を高め、リスク回避行動をとるよう教育・指導することが必要であろう。

学生の加害事件も同様にあり、コンビニ強盗や銀行強盗などの重篤な刑事事件から知人および知らない人への脅迫や恐喝まで幅広い犯行があつた。最近では、ウェブ掲示板に脅しの書き込みをした威力業務妨害が頻発しており、実際に学生が逮捕される事件もあつた。

③暴行

暴行事件も被害および加害事件があるが、知っている人の間での対人関係のもつれから起こるものと、街中で出会い頭に起こるもの、強盗や脅迫とともに加えられるもの

におもに分類された。知人の間での暴行では、交際男女間の別れ話をきっかけにしたものやDV、が目立ったが、男性間の仲違いから起こるものもあった。出会い頭の暴行であっても、程度は軽微なものから身体的に傷害を負う重篤なものまであった。このような暴行事件は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に発展する可能性もあるので注意する必要がある。

学内においては、精神的不安定（思い込みや被害念慮・妄想などの精神症状などによる）のために生じるものがあった。こうした場合には、被害学生も加害学生も学業・学生生活を継続する上で環境調整など、特別の配慮を要する事案があった。

④窃盗・盗難

窃盗盗難は学外で起こるものばかりではなく、学内でも頻発している。学生のロッカーや控え室、講義室、実験室、スポーツ実習中の更衣室に置いていた物がなくなっていたり、鞆や財布から金品がなくなっていたりすることが多い。金額は数千円から、部費の数十万円に至るもの、楽器やスポーツ用具、パソコンなどの高額なものまである。

最も多いのは、万引きと占有離脱物横領、すなわち自転車を持って行くものであった。つい出来心や軽い気持ちで行った行動であっても、補導や逮捕される。これらは犯罪であり、懲罰の対象や前科になることを学生に教育・指導する必要がある。その他には女性の下着や衣服の盗難がある

⑤詐欺

詐欺には、保険金やネットでの売買、架空請求をめぐるものがあった。学生が安易に行うものとしてキセルや学割の不正使用もこの分類に入れられるだろう。その他、学生が被害に遭いやすいものとして、マルチ商法やネズミ講などの悪質商法があり、啓発活動・予防教育を行う必要がある。

⑥強姦・婦女暴行、強制・公然ワイセツ

強姦・婦女暴行は、女子学生が一人で帰宅する途中や住居に入ろうとしたところ、就寝中に侵入されてのことが多かった。また、サークル等での集団暴行もあった。強制・公然ワイセツとして飲酒時や眠っていたところ身体をさわられる、路上で性器を露出されるなどがある。強姦・婦女暴行までには至らないが、そのリスクとなる事件では、不審者からの声かけ・接近・後追い、痴漢、ストーキングなどがリストアップされた。特にストーキングは殺人事件に発展するものもあったので、慎重で丁寧な対応が必要とされる。

性にかかわる事件として、買春・県の青少年保護条例違反、のぞき・盗撮があった。性にかかわる被害事件は、後まで影響が残

るストレス反応を引き起こしやすいので、フォローアップ・ケアに配慮を要する。

⑦薬物取締法違反

最近、マスコミでもしばしば取り上げられるほど多発し、大学生にも蔓延しているものとして大麻等薬物使用・所持がある。近年、ネットや街角で薬物や薬物のもとになる種子などが簡単に入手できるため、学生の間でも使用・所持される事件がしばしば起こっている。薬物使用や所持に係る教育には、刑事罰的な観点からのものだけでなく、健康被害の観点からの教育が必要と考えられる。

⑧交通事故、道路交通法違反

最も頻度の高い事件・事故は、交通事故であり、道路交通法違反も多い。大学生は運転免許を取得して早い時期であるので、交通安全教室などの予防教育が効果的であろう。道路交通法違反には、酒気帯び運転や無免許運転、信号無視をしてパトカーの停止命令を受けたが逃走したものなどがある。

⑨その他

大学の正課授業での事故には、スポーツ実習に向かうためのスキーバスでの事故、夜間歩行中に乗用車が突っ込んできた交通事故、実験中の事故、実習中に怪我を負う事故などがあった。このような事故を防ぐには、安全衛生委員会が中心となって、予防策を講じることが有効であると考えられる。

大学の正課外活動では、山での滑落や遭難事故、水難事故、ハンググライダーの墜落などがあった。このような事故を防ぐためには、活動に応じた個別の講習会や全学共通の救命・救急講習会等を実施することが有効であると考えられる。

全学的に影響が及ぶ事件・事故には、列車などによる大事故、学内での毒物混入事件、サークルによる不祥事、殺人事件、自殺および未遂、ハラスメントなどがリストアップされた。

そのほか大学に特徴的な事案として、ファイル交換ソフトやウイルスによるネットからの個人情報流出、カルト問題、未成年の飲酒、急性アルコール中毒、学生および保護者から大学の対応に対するクレーム、ハラスメントなどの個別問題に対する訴えや相談で他の部署での対応が困難であった場合に学生相談ヘリファアされる事案がリストアップされた。

(2) 危機対応を行った3年間の事例件数は合計127件で、不登校・ひきこもり27件(21%)、精神科的問題22件(17%)、自殺関連問題21件(17%)、ストーキング・DV・性犯罪10件(8%)、窃盗・強盗や暴行等の犯罪事7件(6%)、ハラスメント13件

(10%)、破壊的カルト 13 件 (10%)、一時的混乱 5 件 (4%)、その他 9 件 (7%) に分類された。

来談方法については、自主来談が 3 割弱であったら、教職員からの勧めで来談したのが約半数を占め、その他友人の勧めもあった。このように周囲の身近な人が、いかに問題を発見し、専門相談機関を紹介し、つなぐかが一つのポイントであり、教職員と専門相談機関の連携のあり方が課題であると考えられた。

事案によっては、事件や事故の影響が個人レベルにはとどまらず、集団レベル、全学レベルのものもある。集団レベルへの対応の場合、対応チームを編成する必要性の判断、誰が責任者になるか、コーディネーター役を誰がとるかなどの役割分担、協力体制、および対応する人を支えるバックアップ体制の構築・整備も課題であることが明らかになった。

(3) いくつかの類似の危機対応事例を累積的に研究することを通じて、危機対応で配慮すべき方策として明らかになったのは、以下の通りである。

①危機対応の際、危機事態の混乱の最中において初期対応の体制が整うまでの間に、情報の収集—集約—整理—伝達を行い、現場責任者が当面の対応方針を決めて実行できるようにすること。ただし、

情報の共有や伝達を行う場合にも、プライバシーの保護には細心の注意を払い、必要最小限にすること。

②危機対応には、対応計画の意思決定から、それを実行するまでの指揮系統（建野ネットワーク）を整えること。

③共通認識の統一を図り、役割分担と連携・協働する体制（横のネットワーク）づくりを行うこと。

④事件・事故によって影響を受けてケアや支援が必要な人を早く発見し、必要なケアや支援を提供する。

⑤学生の保護者への対応が必要な場合、誰がどのように連絡をとり、対応をどのようにするかについて合意を形成して対応する。

⑥事件・事故が起こった場合、関係者にその事実を伝える（危機広報）場合、何をどこまで伝えるか意思統一を図り、噂や憶測を招いて、組織内に不安や混乱が広がらないようにすること。

⑦事実を知って不安を感じた人には、相談に応じることを伝え、支援を継続的に提供する。

⑧対応計画に基づいて実行し、その結果について点検と評価を、すなわち Plan-Do-Check-Action サイクルによって危機対応のシステムを構築すること。

図 1 想定されるリスク

		非日常的リスク			日常的リスク		
		影響度			影響度		
		小	中	大	小	中	大
外的要因	大		集団食中毒	感染症(新型インフルエンザ等) 暴行被害、性的暴行の被害 強盗、恐喝、詐欺の被害	不審者の接近	盗難、ひったくり 痴漢	
	中			マスコミ報道によるイメージダウン			ハラスメント被害 ストーキング被害
	小			自然災害(地震、台風など) 火災 ライフラインの停止 大学構成員が受ける犯罪被害(殺人、テロ、誘拐・拉致等人命にかかわる)			建造物侵入・のぞき盗撮等の被害、強制わいせつの被害 大学構成員が受ける犯罪被害(暴行被害、性的暴行等)
内的要因	大				実験、実習、正課教育での小事故 軽微な交通事故 未成年の飲酒 占有離脱物横領	大学構成員による不祥事(窃盗、万引き等) カルト活動 自傷行為	急性アルコール中毒
	中			重大な交通事故 道路交通法違反(無免許運転、酒気帯び運転)	学割の不正使用 キセル		ハラスメント行為 ストーキング加害 大学構成員による不祥事(強制わいせつ、建造物侵入・のぞき盗撮等) 科研費の不正流用 精神不安定
	小	威力業務妨害(脅し等)	大学構成員による不祥事(殺人、暴行被害、性的暴行、強盗等) 危険運転致死傷罪に関わる交通事故 学術論文の捏造、盗作など 失踪、行方不明			個人情報流出	実験、実習、正課活動での大事故(人命にかかわる事故) 乗物乱用 失火 自殺企図

研究者番号：

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

- ① 内野悌司，学生の心理的危機への対応と予防，甲南大学学生相談室紀要，査読無，Vol16，2009，pp85-99.
- ② 磯部典子・内野悌司・栗田智未他4名，大学保健管理センターのカウンセラーの課題(4) —平成19/20年度危機対応調査から—，総合保健科学，査読有，Vol25，2009，pp65-69.
- ③ 栗田智未・内野悌司・磯部典子他7名，大学生の抑うつとネガティブな反すう及びポジティブな認知との関連 —抑うつの効果的な解決志向アプローチの介入に向けて—，総合保健科学，査読有，vol25，2009，pp63-72.
- ④ 磯部典子・内野悌司他5名，大学保健管理センターのカウンセラーの課題(3) —平成18年度危機対応調査から—，総合保健科学，査読有，Vol24，2008，pp33-38.
- ⑤ 内野悌司，高木総平，心理臨床から見えてきたもの，現代のエスプリ，査読有，No.490，2008，pp181-193.
- ⑥ 内野悌司，臨床心理士にできること —キャンパス(学生相談)において—，現代のエスプリ，査読有，No.490，2008，pp33-43.

[学会発表] (計2件)

- ① 内野悌司，大学生の自殺予防，第31回全国大学メンタルヘルス研究会，2010年1月21日，東京.
- ② 磯部典子・内野悌司・栗田智未他7名，大学キャンパスにおける事件・事故への危機対応，第46回全国大学保健管理研究集会，2008年10月30日，大分.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内野 悌司 (UCHINO TEIJI)
広島大学・保健管理センター・准教授
研究者番号：00284603

(2) 研究分担者

磯部 典子 (ISOBE NORIKO)
広島大学・保健管理センター・准教授
研究者番号：80335695
栗田 智未 (KURITA TOMOMI)
研究者番号：90467788
品川 由佳 (HINAGAWA YUKA)
広島大学・教育学研究科附属心理臨床教育
研究センター・助教
研究者番号：80403517
(H20→H21：連携研究者)

(3) 連携研究者

()